

文京区総合サービス事業における加算基準等の変更（平成 30 年 10 月 1 日）

サービス種別	項目	内容
国基準の訪問型サービス（A2）	生活機能向上連携加算の変更	<p><b>現行／改正前</b></p> <p>生活機能向上連携加算 100 単位／月</p> <p><b>改正後</b></p> <p>生活機能向上連携加算（Ⅰ）100 単位／月 生活機能向上連携加算（Ⅱ）200 単位／月</p> <p>※算定要件等については、平成 30 年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取り扱いに準ずる。</p>
	同一建物減算における算定要件	建物の範囲について、平成 30 年度介護報酬改定後の訪問介護における取り扱いに準ずる。（15%減算の創設及び区分支給限度基準額の対象外化は適用しない）
	サービス提供責任者における資格要件等の変更	サービス提供責任者の対象資格について、平成 30 年度介護報酬改定後の訪問介護の基準に準ずる。
国基準の通所型サービス（A6）	生活機能向上連携加算の新設	<p>生活機能向上連携加算 200 単位／月</p> <p>※運動器機能向上連携加算を算定している場合は 100 単位／月とする。</p> <p>※算定要件等については、平成 30 年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取り扱いに準ずる。</p>
	栄養改善加算における算定要件等の変更	管理栄養士の配置について、平成 30 年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取り扱いに準ずる。
	栄養スクリーニング加算の新設	<p>栄養スクリーニング加算 5 単位／回</p> <p>※6 月に 1 回を限度とする。</p> <p>※算定要件等については、平成 30 年度介護報酬改定後の通所介護における栄養スクリーニング加算の取り扱いに準ずる。</p>
国基準の通所型サービス（A6） 文京区独自基準の通所型サービス（A7）	機能訓練指導員における資格要件等の変更	機能訓練指導員の対象資格について、平成 30 年度介護報酬改定後の通所介護の基準に準ずる。
国基準の訪問型サービス（A2） 文京区独自基準の訪問型サービス（A3） 国基準の通所型サービス（A6） 文京区独自基準の通所型サービス（A7）	介護職員処遇改善加算の変更	介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、給付と同様の期日（別に厚生労働大臣が定める日）までの間に限り算定することとする。